

○河北郡市広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例

制定 平成16年3月1日 条例第10号
改正 令和3年5月27日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行なってはならない。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合にあつては、この限りではない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項については、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、
かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に
運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を
執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名